

各教育・保育施設等 設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドラインの周知徹底について（依頼）

日頃から本市保育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、内閣府、文部科学省、厚生労働省から発出されたことを受け、昨年度、本市より貴施設・事業所に周知いたしました。ガイドラインを参考に事故発生の防止等や事故発生時の対応に取り組んでいただいているところですが、今年度においても全国的に教育・保育施設等における事故が発生しております。

全国の事例では、依然として一定数の死亡事故が発生しており、特に午睡中の事故が多く見受けられます。

改めて、ガイドラインについて、貴施設・事業所内で行う研修等により、職員への周知を図っていただくようお願いいたします。

なお、内閣府がミニポスター及び周知啓発資料を作成していますので、園内への掲示、職員会議等での確認などにより、貴施設・事業における事故発生の防止等の取り組みをお願いいたします。

【別添資料】

- ・ミニポスター（掲示例）

【参考ホームページ】

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

- ・ミニポスター・周知資料（横浜市ホームページ）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/any.html>

- ・特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/#database>

担当 保育・教育運営課 運営指導係

TEL 671-3564/FAX 664-5479

子どもの睡眠時に注意すべきこと

仰向け*に



寝かせることが 重要です！

（*医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）

何よりも一人に しないこと！



寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*他にも窒息のリスクに気づいた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。

